

誘拐事件等に関する報道の取扱いについて（例規）

最終改正 平成16.2.3 例規捜一第2号

京都府警察本部長から各部長、各参事官、首席監察官、各所属長あて

最近の身の代金誘拐事件等は、ますます悪質、巧妙化するとともに、スピード化、広域化し、これらの捜査は、困難かつ長期化の傾向にある。一方、情報化社会の進展に伴い、新聞のほか、テレビ、雑誌等の報道活動が活発化し、大量動員による取材が行われるなど、取材及び報道が変容しつつある。

このため、誘拐事件等の報道協定（以下「協定」という。）については、警察庁において、日本新聞協会（以下「新聞協会」という。）と協議を重ねた結果、新聞協会が従前の「誘かい報道の取扱い方針及び付記」のうち付記について、別添1のとおり修正し、また、警察庁長官と日本新聞協会編集委員会代表幹事が、今後の取扱いについて、別添2のとおり確認したこと、並びに日本民間放送連盟（以下「民放連」という。）及び日本雑誌協会（以下「雑誌協会」という。）において誘拐報道の取扱いについて、それぞれ別添3及び別添4のとおり承認されたことに基づき、誘拐事件等に関する報道の取扱いについて（昭和57.7.6：警察庁丙捜一発第18号）、日本民間放送連盟及び日本雑誌協会の誘拐事件等に関する報道の取扱いについて（昭和57.7.6：警察庁丙捜一発第20号）の警察庁通達が定められたことに伴い、当府警察におけるみだしの実施要領を下記のとおり定め、昭和59年4月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

なお、誘かい事件等の報道の取扱いについて（昭和45.3.14：京捜一第153号、5京刑企第109号、5京広第49号）の例規通達は、廃止する。

記

1 協定に対する基本的態度

協定については、新聞協会が「誘かい報道の取り扱い方針及び付記」を定めているが、この制度は、人命尊重の立場から、報道と警察が相互の信頼の上に立って責任を分かち合うことを基本精神として運用されるべきものである。

2 協定の性格

協定は、人命尊重の立場からの自主規制であって、新聞協定加盟の各社間、民放連加盟の各社間及び雑誌協会加盟の各社間の協定である。

仮協定は、協定締結までの間の一時的な措置であって、警察本部（以下「本部」という。）の新聞記者クラブ及びテレビ記者クラブ（以下「記者クラブ」という。）加盟の各社間の協定である。

したがって、いずれの協定も、警察と報道機関の間で締結されるものではない。

3 協定の効果及び範囲

(1) 協定又は仮協定が締結された場合は、取材及び報道が自主規制されることとなる。

(2) 協定は、全国の新聞協会、民放連及び雑誌協会（以下「協会等」という。）加盟の各社にその効果が及び、仮協定は、記者クラブ加盟社の京都府内にある通信部等にもその効果が及ぶものである。

4 協定の対象事件

協定の対象事件は、取材又は報道されることによって被害者の生命に危険が及ぶおそれがある誘拐事件（誘拐の疑いがある事件を含む。）又はこれに準ずる事件（取材又は報道されることによって被害者の生命に危険が及ぶおそれがある恐喝、不法監禁等の事件）である。

5 対象事件発生時の措置

(1) 対象事件の発生地を管轄する警察署長（以下「発生地警察署長」という。）は、対象事件が発生したときは、直ちにその旨を当該事件の捜査を主管する本部の課長（以下「捜査主管課長」という。）を経由して報告するものとする。

(2) 通信指令課長は、対象事件を110番通報等で認知したときは、直ちに捜査主管課長及び発生地警察署長に通報するものとする。

(3) 捜査主管課長は、対象事件の発生を認知したとき、及び対象事件の発生の通報を受けたときは、直ちに所要の捜査員を犯罪現場等に派遣して、協定締結の必要性の判断資料を収集し、主管部長を経由して報告するものとする。

6 協定締結の申入れ

(1) 協定締結の申入れは、主管部長又は捜査主管課長（以下「本部責任者」という。）が記者クラブに対し、記者クラブ幹事を通じて行うものとする。

(2) 協定締結の申入れは、取材又は報道されることによって被害者の生命に危険が及ぶおそれがある場合に行うものとし、捜査上の便宜から安易に申入れを行ってはならない。

(3) 本部責任者は、協定締結の必要を認めるときは、事前に、警察庁及び近畿管区警察局長の主管課長に事件概要、申入れの理由、申入れ時間等を報告するものとする。

(4) 本部責任者は、協定締結の申入れに際しては、記者クラブ幹事に対して、事件に関する情報を提供するとともに、取材又は報道されることによって被害者の生命に危険が及ぶおそれがある状況等申入れの理由を明らかにして行うものとする。

(5) 協定締結の申入れは、原則として、文書をもって行うものとする。

(6) 本部責任者は、協定締結を申入れた場合は、新聞協会及び民放連の加盟社のうち、記者クラブに加盟していない社及び協会等加盟していない社（以下「非加盟社」という。）の出先記者に対して、速やかにその旨を通報し、取材及び報道を自主規制するよう申入れを行うものとする。

(7) 雑誌協会に対する協定締結の申入れは、警察庁主管課長に要請して行うものとする。

7 仮協定の発効

(1) 仮協定は、本部責任者が記者クラブに対して協定締結の申入れを行ったときに、自動的に発効するものである。

(2) 仮協定の段階で、取材又は報道されることによって被害者の生命に危険が及ぶおそれがないことが判明した場合は、本部責任者は、直ちに記者クラブに対し、記者クラブ幹事を通じてその旨を通報するものとする。

8 協定締結時の措置

(1) 本部責任者は、協定が締結された場合は、速やかに協定文の写しの送付を受けるなどして、協定内容を確認しておかなければならない。

(2) 本部責任者は、協定が締結された場合は、非加盟者の出先記者に対して、速やかにその旨を通報するものとする。

9 協定締結中の報道発表

- (1) 協定（仮協定を含む。）締結中においては、本部責任者は、事前に警察庁主管課長に発表内容、発表時間等を報告するとともに捜査経過を詳しく報道機関に発表するものとする。ただし、報道機関に対する発表において、被害者その他関係者の名誉を害する事項及び公判維持に支障のある事項については、発表を控えるよう配慮するものとする。
- (2) 本部責任者は、協定締結中の捜査経過の発表方法等について記者クラブと十分打合せをし、双方の了解のもとに行うものとする。

10 協定の解除

- (1) 協定は、被害者が発見又は保護されたとき、その他取材又は報道されることによって被害者の生命に危険が及ぶおそれがないと判断されたときに、解除されるものである。
- (2) 解除の判断は、協定の性格からみて、記者クラブが自主的に行うべきであるが、捜査を担当する警察が、被害者の生命に対する危険の有無についてより確かな判断ができる立場にあるため、本部責任者と記者クラブ幹事が協議して行うものとする。
- (3) 解除の時期は、本部責任者と記者クラブ幹事が協議の結果、協定を解除することとなった場合に、記者クラブが自主的に決定するものである。
- (4) 本部責任者は、記者クラブが解除に時期を決定したときは、速やかに本部責任者にその旨を連絡するように記者クラブ幹事に対して申入れておくものとする。
- (5) 本部責任者は、協定が解除された場合には、非加盟社の出先記者に対して速やかにその旨を通報するものとする。
- (6) 雑誌協会に対する協定解除の通報は、警察庁主管課長に要請して行うものとする。

11 協定が長期化した場合の措置

事件が未解決のまま協定締結が長期化した場合は、記者クラブ幹事が本部責任者と協定の取扱いについて随時協議することとなっているので、相互の責任において解除等の措置を講じなければならない。

12 報告等

- (1) 本部責任者は、協定が締結又は解除された場合は、警察庁及び各管区警察局並びに各都道府県（方面）警察本部の主管課長にその旨報告、通報するものとする。
- (2) 本部責任者は、協定の取扱いをめぐって問題が生じた場合は、直ちに警察庁及び関係管区警察局並びに関係都道府県（方面）警察本部の主管課長に報告、連絡するものとする。

（別添省略）